廃棄物・リサイクル対策における経済的手法の活用に向けて
－その適用に伴う効果、実施上の留意点－

平成１２年１２月

廃棄物・リサイクル対策における経済的手法の
活用方策の在り方に係る検討会

廃棄物・リサイクル対策における経済的手法の活用方策の在り方に係る検討会
委員名簿

（敬称略・五十音順）

座　長	平岡　正勝	立命館大学エコ・テクノロジー研究センター長
副座長	飯野　靖四	慶應義塾大学経済学部教授
委　員	大塚　　直	学習院大学法学部教授
〃	加藤　三郎	特定非営利活動法人環境文明２１代表理事
〃	小林　康彦	（財）日本環境衛生センター専務理事
〃	竹口　秀夫	神奈川県理事
〃	濱田　智生	三重県環境部長
〃	松田美夜子	リサイクルシステム研究家
〃	森田　恒幸	国立環境研究所社会環境システム部長
オブザーバー	太田　　元	経済団体連合会参与

事　務　局　　環境庁水質保全局企画課

目　次

Ⅰ．はじめに ---- **1**
１．本検討会の目的 ---- 1
２．検討の視点 ---- 1

Ⅱ．廃棄物・リサイクル問題における経済的手法についての考え方 ---- **2**
１．経済的手法が注目された背景 ---- 2
２．経済的手法の特質 ---- 3
３．経済的負担措置の利点 ---- 3
４．経済的負担措置の問題点として指摘されている事項 ---- 4
５．廃棄物・リサイクル対策における経済的負担措置 ---- 4

Ⅲ．経済的手法を巡る国際的な動向 ---- **5**
１．国際的な動向の概観 ---- 5
２．米国における状況 ---- 9
３．イギリスにおける状況 ---- 11
４．フランスにおける状況 ---- 12
５．ドイツにおける状況 ---- 13
６．オランダにおける状況 ---- 14
７．デンマークにおける状況 ---- 15

Ⅳ．我が国における経済的手法の活用に向けた取組 ---- **17**
１．我が国における廃棄物・リサイクル対策の現状 ---- 17
２．我が国における経済的手法を巡る動向 ---- 18
３．地方公共団体における廃棄物・リサイクル対策に係る経済的負担措置の取組事例 ---- 20

Ⅴ．廃棄物・リサイクル対策における経済的手法の具体的設計に際して必要な視点 ---- **26**
１．税・課徴金 ---- 26
２．デポジット制度 ---- 32
３．排出量取引 ---- 36

Ⅵ．今後の課題 ---- **37**

（参考１）循環型社会形成推進基本法参照条文（第 23 条）
（参考２）経済モデルを用いた将来予測
（参考３）英国の埋立税の効果
（参考４）砂利等採取税について
（参考５）諸外国における廃棄物・リサイクル対策に関する経済的手法の活用例
（掲載なし）

Ⅰ．はじめに

１．本検討会の目的

平成 12 年 5 月、廃棄物・リサイクル対策を総合的・計画的に推進する基盤となる法律として「循環型社会形成推進基本法」が成立した。同法第 23 条では、第 1 項で経済的助成措置について、第 2 項で経済的負担措置について、それぞれ規定している。特に、経済的負担措置については、その導入による効果、我が国の経済に与える影響等を国が適切に調査・研究し、これをベースに国民の理解と協力を得るよう努めることと規定し、その導入に向けた道筋が明らかにされている（参考 1)。

この経済的負担措置については、循環型社会形成推進基本法案の国会審議でも多くの関心が寄せられるなど極めて重要な政策手法である。また、その一方で、経済的負担措置は国民に新たな負担を求める措置であることから、十分な検討と国民的合意を得ることが必要である。

また、経済的手法は、既存の社会システム、廃棄物処理体制、国民の廃棄物対策への意識、文化的背景などによってその効果が異なってくるため、諸外国の状勢を調査しつつ、我が国において最も適切と考えられる形で、導入の前提条件、関係主体の役割と責務の明確化、国民への啓発活動の在り方などを整理し、その仕組みを検討する必要がある。

このため、環境庁では、本問題に知見を有する者からなる検討会を設置し、具体的な経済的負担措置を講ずる前提として、循環型社会形成推進基本法第 23 条第 2 項の趣旨にのっとり、主として、循環型社会形成のための経済的負担措置の内外の活用実態や、その適用に伴う効果、実施上の留意点を調査・研究し、その結果を体系的に整理することとした。

２．検討の視点

この検討会では、平成 13 年 1 月の中央省庁再編に伴い環境省が設置され、廃棄物・リサイクル対策を一体的に実施する新たな体制が整備されることを見据え、年内に上記論点を体系的に整理し、これを新体制に引き継ぐとともに、循環型社会形成推進基本計画の議論のベースとして活用できるように取りまとめることを念頭に置いて、検討を行った。

今後、この検討結果を踏まえ、廃棄物・リサイクル対策に係る経済的手法についての国民的な議論が更に深まることを期待する。

Ⅱ．廃棄物・リサイクル問題における経済的手法についての考え方

１．経済的手法が注目された背景

①我が国では、戦後の高度経済成長の過程において急速な重化学工業の発展に伴う産業公害問題が顕在化してきた。このような産業公害問題に対しては、特定の発生源に対する排出規制措置が大きな効果を発揮し、激甚な公害の克服に顕著な成果を挙げることができた。

②しかし、その後、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会システムやライフスタイルが浸透する中で、廃棄物の量の増大、質の多様化が進むとともに、リユース・リサイクルが停滞している一方で、最終処分場の新規立地が停滞しており、そしてこれらの帰結として最終処分場の残余容量がひっ迫するなど廃棄物を巡る問題が大きな課題となってきた。

③これらの廃棄物問題の多くは、通常の事業活動や日常生活そのものから発生する廃棄物に起因する問題であり、従来型の特定の発生源に対する規制措置のみでは十分な対応ができないため、これまでとは異なる新たな対応が求められているといえる。

④すなわち、従来の規制的手法を中心とした対応のみならず、事業者・国民の自主的取組を踏まえ、問題の性格に応じて、経済的手法等による誘導策、環境影響評価の活用、科学技術の活用、社会資本の整備等の多様な政策手法を適切に活用すること（ポリシーミックス）により、経済社会システムの在り方や行動様式を変革していくことが不可欠となっているのである。

⑤特に環境政策において経済的手法は、市場メカニズムを通じて事業者や国民の行動様式を環境への負荷の少ないものへと誘導していくものとして注目される。また、経済的手法は民間における技術開発に経済的なインセンティブを与えるという効果や、環境産業を活性化させ経済発展のポテンシャルを高める効果が期待される点においても注目される。

⑥一方、経済的手法の導入は、現下の経済情勢においては、経済や国民生活に悪影響を与えるとの指摘がある。これは、経済的手法に限らず、規制的手法も含めた環境政策一般に当てはまる話であると考えられる。この点に関しては、一時的には負担（コスト）増となる可能性はあるものの、長期的には技術開発のインセンティヴとなり総体として見ればプラスの効果を生むこと、また、新たな環境投資を生み出し経済の成長要因となる等の研究結果もある。

⑦特に、廃棄物の処理にはマクロ経済的に見て非常に大きなコストがかかり、経済制約要因となるため、積極的な対策を実施していくことにより、社会全体として経済的なロスを少なくすることが可能であるといえよう。

⑧例えば、国立環境研究所と京都大学のアジア太平洋統合評価モデル開発チームの研究(*)では、現在の廃棄物問題のように深刻な環境問題は経済成長の阻害要因となり得るが、これに対処するための環境政策を積極的に実施すれば、長期的には GDP が増加するという結果が出ている（参考 2)。

⑨なお、このように環境問題の態様及びこれへの対応方法が多様化している中においても、例えば、不法投棄問題など環境に重大な影響を与える可能性のある問題については、規制や取締り強化など断固とした態度で対処しなければならないことは当然である。

⑩また、廃棄物処理・リサイクル施設や最終処分場の整備の促進など循環型社会形成推進基本法で示された考え方に基づき、各種施策を有機的に講じていくことも必要である。

(＊)増井利彦（国立環境研究所地球環境研究グループ）、松岡譲（京都大学大学院）、森田恒幸（国立環境研究所社会環境システム部）：「環境と経済を統合した応用一般均衡モデルによる環境政策の効果分析」，土木学会環境システム研究 vol.28，2000

２．経済的手法の特質

①経済的手法は、環境への負荷を生じさせる財・サービスの価格・費用に市場を通じて何らかの経済的なインセンティブを与えることにより、財・サービスの提供に伴う環境への負荷が少なくなるよう誘導していこうとするものであり、税・課徴金(手数料を含む)、デポジット、排出権取引、補助金等がこれに当たる。
②環境への負荷を生じさせる財・サービスについては、その価格・費用には、その財・サービスの製造・販売等に必要な私的費用は反映されているが、環境規制に対応するための費用以外には、通常その財・サービスの利用等によって生ずる環境への負荷に伴う社会的コスト、すなわち、外部不経済は反映されていない。
③経済的手法は、このような財・サービスの価格・費用に外部不経済を内部化させるという意義をも有している。
④廃棄物・リサイクル対策に係る経済的手法が、廃棄物・リサイクル対策のみならず、地球温暖化対策や自動車排出ガス対策といった他の政策目的に対しても有効な場合があることも重要な視点である。また、これらの廃棄物・リサイクル対策以外の政策目的の経済的手法が廃棄物・リサイクル対策に効果的な場合もあることに留意する必要がある。

３．経済的負担措置の利点

経済的負担措置が適切に講じられた場合には、次のような効果が期待できる。

①各主体は、市場メカニズムを通じて費用対効果を考え、同じ効果ならば対策費用のより低いものを選択する（最も経済的な行動を自主的に選択する）こととなるため、社会全体として、最も少ないコストで最適な環境保全を図ることができる。
②通常の事業活動や日常生活に起因する問題については、その原因者が多数に上り特定しにくいことから、市場メカニズムを通じて環境保全に資する行動を促す経済的負担措置の方が、対象を個々に特定して実施される規制的手法に比べて施策実施に要する行政コストという観点からもより少ないコストで環境保全を図ることができる。
③高い環境負荷を生じさせる事業活動や生活行動に対しその負荷の程度に応じて課税するなど経済的負担措置が適切に講じられた場合は、経済的負担を軽減しようとすることが環境負荷の低減につながることから、各主体がそれぞれ経済合理性に基づいた判断を行えば、その結果とられる行動は環境保全に資することになるという意味で、環境と経済の統合が実現される。
④排出を減らせば減らす程支出が減るため、継続的なインセンティブ効果があり、環境保全技術の開発にも長期的にプラスの影響を与える。
⑤副次的な効果として、税・課徴金には収入をもたらすという効果がある。この場合、その使途をあらかじめ明らかにすることで制度導入に対する理解が得られやすいとの指摘がある。
⑥税・課徴金によりもたらされた収入を環境対策の財源として活用することにより、経済的インセンティブによる環境負荷の低減という当初の効果に加えて、さらに環境負荷の低減を図ることが可能となる。一方、その使途を目的税又は特定財源等として活用することについては、税の基本的な性格からすれば好ましくないとの指摘もある。

⑦政策目的や問題の態様にもよるが、規制的手法が講じられた場合には、規制水準を超える排出行為などの経済活動を行うことはできないのに対し、経済的手法の場合には追加的な負担をすることによりその活動を継続することが可能であるため、経済活動に対するフレキシビリティがある。
⑧経済的負担措置の場合には、一律の負担ではなく、その取組の度合に応じた負担がなされるという意味で公平性がある。
⑨それぞれの主体が環境利用のコストを負担することにより、環境に負荷を与えているという認識を促す効果がある。

４．経済的負担措置の問題点として指摘されている事項

①適切な課税水準等の設定が困難である。高すぎる税率等は、物価への影響、所得の逆進性、国際貿易への影響など経済に悪影響を与えたり、不法投棄を誘発する可能性がある。その一方で、低い水準では所期の効果が得られないのではないか、という指摘がある。
②経済的な負担措置を課される個々の排出者にとっては、排出しないか、経済的な負担をしてでも排出するかの選択が可能であるため、総体として排出量を一定水準以下に確実に抑えることは困難である。ただし、総枠を定める排出権売買の場合はこの限りではない。
③あるレベルまで排出をしても特に問題は生じないとされる排出のレベルが明らかな場合、排出者がその水準まで排出量を削減したとしても、排出量に応じて課徴金等を徴収するシステムである場合には、排出を行っている限りは、その排出量に見合う課徴金等を支払わなければならない。
④我が国では経済的負担措置はほとんど講じられていないため、課徴金等の徴収機構や履行担保措置などの新たな執行メカニズムの整備が必要であるとの指摘がある。
⑤経済的な負担さえすれば、環境を汚染しても良いという風潮を生み、一種の免罪符となりかねないとの指摘がある。

５．廃棄物・リサイクル対策における経済的負担措置

（１）廃棄物問題は、通常の事業活動や一般の日常生活に起因するものであり、その解決のために経済的手法は重要な政策手法となり得るものであるから、その活用の在り方について十分な検討を行い、積極的に活用していくことが有効である。
（２）その際、循環型社会形成推進基本法において、廃棄物・リサイクル対策の優先順位として、
①廃棄物等の発生抑制
②循環資源の再使用
③循環資源の再生利用
④循環資源の熱回収
⑤適正処分
が定められたことを踏まえ、廃棄物・リサイクル対策において経済的負担措置を活用する際には、上記の政策目的にどのような効果をもたらすかという点を明らかにしていくことが重要である。

Ⅲ．経済的手法を巡る国際的な動向

１．国際的な動向の概観

（１）サミットにおける経済的手法の位置付け

○ 1990 年(平成 2 年)7 月のヒューストン・サミット、1991 年(平成 3 年)7 月のロンドン・サミット、あるいは 1992 年(平成 4 年)7 月のミュンヘン・サミット等の国際政治の場において、経済的手法は、地球環境保全のための重要な環境政策手段として位置付けられた。その後、サミット等の場で経済的手法の重要性についての認識が繰り返し示されている。

（２）ＯＥＣＤにおける検討の進捗

○ OECD では、1991 年 1 月の環境委員会閣僚会議において、環境政策と経済政策の統合を軸とした基本的な方向が合意され、さらに、加盟各国が経済的手法をより効率的に、かつより広範囲に活用できるように「環境政策における経済的手法の利用に関する OECD 理事会勧告」を採択、承認した。

この中で、経済的手法として、
①課徴金及び税、
②排出権の市場での売買、
③デポジット(預り金)制度、
④資金援助(補助金等)
を挙げ、各国の社会経済的状況を考慮しつつ利用することを勧告した。

○その後、OECD の「税制と環境に関する作業部会」は、1993 年 3 月に環境税の導入に当たっての様々な論点を整理し､問題点への対応策を示す内容の報告書｢税制と環境補完政策（Taxation and the Environment Complementary Policies）」を公表した。

○また、税制と環境に関する特別合同会議の 1995 年の報告書「OECD 加盟国における環境税」で詳細な情報が提供された。

○プロジェクトチームと合同会議による初期の研究の主な結果は「環境税の実施戦略」［OECD（1996)］にみられる。

○ 1997 年 5 月、OECD 理事会は報告書「環境関連諸税とグリーン税制改革」の公表を認めるとともに、この分野での一層の研究の推進を求めた。

○税制と環境に関する合同会議は、環境税及び環境課徴金データベースの更新と、報告書「OECD 諸国での環境に関連した課税：課題と戦略」の執筆について作業計画を承認した。

○なお、OECD の環境関連税のデータベースは、次のホームページにおいて利用可能である。

ホームページアドレス：www.oecd.org/env/policies/taxes/index.htm.

（３）各国における廃棄物・リサイクル対策に係る経済的手法の活用例

現在、各国において、廃棄物・リサイクル対策の分野においても様々な経済的手法が取り入れられている。その主なものを紹介すると以下のとおりである（なお、参考５参照のこと）。

①税・課徴金

1)排出課徴金・税、最終処分課徴金・税

オーストリア	○一般廃棄物収集処理課徴金
ベルギー	○廃棄物処理税
チェコ共和国	○一般廃棄物収集処理課徴金
カナダ(各州他)	○一般廃棄物課徴金（ケベック州）
デンマーク	○廃棄物税
フランス	○家庭廃棄物貯蔵税（埋立税） ○特別産業廃棄物税
オランダ	○廃棄物課徴金
ドイツ	○家庭系廃棄物処理費用徴収
ギリシャ	○一般廃棄物収集処理課徴金 ○廃棄物処理課徴金
ハンガリー	○有害廃棄物課徴金
アイスランド	○有害廃棄物課徴金（水銀、原油等）
イタリア	○一般廃棄物収集処理課徴金 ○廃棄物処理課徴金
日本	○一般廃棄物処理手数料の徴収
ポーランド	○産業廃棄物課徴金
スウェーデン	○一般廃棄物収集処理課徴金 ○廃棄物税
スイス	○一般廃棄物収集処理課徴金
英国	○埋立税
米国	○有害廃棄物課徴金 ○一般廃棄物収集処理課徴金 ○固形廃棄物課徴金 ○廃棄物課徴金（ロードアイランド州）

2)製品課徴金

オーストリア	○バッテリー課徴金 ○包装課徴金
カナダ(各州他)	○タイヤ税（アルバータ州、マニトバ州等） ○電池税（ブリティッシュコロンビア州） ○エアコン税（連邦税）
デンマーク	○鉛電池課徴金 ○タイヤ課徴金 ○紙製等容器課徴金 ○小売り容器税 ○電球課徴金 ○使い捨て食器税 ○ニカド電池課徴金
フランス	○容器包装税
ハンガリー	○電池課徴金 ○包装課徴金 ○タイヤ課徴金
イタリア	○電池課徴金 ○潤滑油課徴金 ○包装課徴金
スイス	○容器・包装課徴金（PET、アルミニウム、鉄） ○冷蔵庫課徴金 ○コンピュータ課徴金
米国	○タイヤ税（テキサス州）

②デポジット制度（デポジット・リファンド・システム）

オーストリア	○冷蔵庫、蛍光灯 ○飲料容器
チェコ共和国	○固形廃棄物、有害廃棄物等
デンマーク	○飲料容器
日本	○ビールびん ○飲料容器（大分県姫島村、東京都八丈町等）
韓国	○飲料容器、電池、タイヤ等
ドイツ	○飲料容器
オランダ	○飲料容器
ノルウェー	○自動車、スノーモービル
スウェーデン	○自動車（自家用車及び軽トラック） ○アルミ缶
スイス	○ PET ボトル
米国	○飲料容器（ニューヨーク州、オレゴン州等）
台湾	○ PET ボトル

２．米国における状況　（参考：1 ドル＝約 114 円。H12.12.27 現在）

①米国では、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進については、我が国の循環型社会形成推進基本法と基本的に同様の政策プライオリティーを有している。また、2005 年までのリサイクル率を 35 %（一般廃棄物）とした数値目標を有している。
②一般廃棄物については、1998 年に発生量の 55 %（1 億 2100 万トン）が埋め立てにより、また 17 %（3700 万トン）が焼却により処分されており、残る 28 %（6200 万トン）がリサイクル（コンポスト化を含む）されている。
③米国は、都市部においては廃棄物問題が重要視されているが、その広大な国土から埋め立て処分場が十分に確保されているようなところでは、廃棄物問題に対する切迫感は我が国とは異なる。
④ EPA（環境保護庁）では、一般廃棄物対策として、Pay-As-You-Throw　プログラムの導入を地方自治体に呼びかけている。このほか、各州ごとに、廃棄物の埋め立て、焼却処理に対する料金制度やデポジット制度の導入が見られる。
⑤なお、廃棄物の処理責任の所在については各州が独自の規定をおいており、例えばカリフォルニア州の場合、家庭廃棄物と一定量までの産業廃棄物については市が処理事業者と契約を締結して処理し、それ以外の産業廃棄物については排出事業者自身が直接処理事業者と契約を締結すること等により処理している。また、ニューヨーク州の場合は、家庭系の廃棄物の処理は地方自治体が行うが、事業系のごみは排出者の責任で処理することになっている。

（１）Pay-As-You-Throw プログラムの概要

①制度概要：排出者（一般市民）が排出するゴミの量に応じて、収集・処理の費用を支払うシステム。一般的には、ゴミ収集袋や収集箱一点あたりの単価が定められ、これに基づき費用が収集されている。
②効　果　：25 ～45 %の廃棄物の削減。80 年代半ばに約 200 の自治体（コミュニティー）が導入していたが、現在では 2000 のコミュニティーが採用している。

（２）埋め立て、焼却処理料金

①概要：各州等において実施。
②料率：－埋め立てする廃棄物　1 トン当たり 18 ドル～ 70 ドル
　　　　－焼却する廃棄物　　　1 トン当たり 30 ドル～ 81 ドル

（３）デポジット制度（類似制度を含む）の概要

①各州ごとに導入（現在、全米で 9 つの州で導入されている）。
②ニューヨーク州の例：
○対象：炭酸飲料、ビール、ミネラルウォーター、ワインで、1 ガロン（3.8 ℓ）以下のもの。牛乳、果汁の容器は対象外。
○消費者が取次店に持ち込むと 5 ￠が支払われる。取次店が販売者（distributor）に持ち込むと手数料 2 ￠を含めた 7 ￠が取次店に支払われる。
なお、消費者の取次店への持ち込みは一日 1 回当たり 240 本の上限がある。

○データ（1999 年）

・全体の回収率：約 72 %

ビールビン	79 %
ソーダ炭酸飲料ビン	65 %
ワインのビン	38 %

・消費者が支払った額：2 億 9400 万ドル（約 323 億円）

・払い戻された額　　：2 億 1200 万ドル（約 233 億円）

③カリフォルニア州の例（リデンプション・システム）

○カリフォルニア州では、デポジット制度類似の制度として、民間が設置するリサイクルセンターで空き容器を買い取る仕組み（Redemption System）が導入されている。

○具体的には、消費者が空き容器を指定回収場所（Recycling Center）[注1]に持ち込み、2.5 ～ 5 ¢／ 1 個の払戻金（CRV：California Refund Value）[注2]を受け取るという仕組みである。

注１　空き容器を受け取り、払戻金を支払う回収拠点。州環境保護局（Department of Conservation）の承認を受けて民間事業者が設置する。現在約 2,100 のリサイクルセンターが設置されている。

注２　この CRV は、カリフォルニア州内で対象飲料を販売する者（distributor）が、その販売量に応じて支払う費用（Redemption Payment）により設置される基金（the California BeverageContainer RecyclingFund）から支払われる。

○ 1999 年における回収率は、おおむね７割程度である。

・全体の回収率：約 72%

アルミ製容器：75%	プラスチック：76%
ガラスびん：66%	バイメタル：14%

○また、回収された容器が確実にリサイクルされることを確保するために、飲料メーカー(Beverage Manufacturer)が、回収された容器の処理について赤字分を補てんするための費用(Processing Fee)を支払うという仕組みが用意されている点もリデンプション・システムの大きな特徴といえる。

３．イギリスにおける状況　（参考：1 ポンド＝約 169 円。H12.12.27 現在）

イギリスにおいては、家庭廃棄物については市・区・州が、産業廃棄物については排出事業者が、それぞれ処理責任を有している。

埋立てによる廃棄物処分が中心であるイギリスでは、1990 年代前半、環境保護法の成立や総合的汚染管理制度の導入により廃棄物減量やリサイクルの推進のための対策が実施されたが、十分な成果があがらなかったため、埋立税が導入されることとなった。また、EU 指令（1999 年）に定められた生分解性廃棄物の埋立処分の削減目標を達成するため、生分解性廃棄物の埋立許可の取引制度が検討されている。

（１）埋立税(Landfill Tax）

①埋立税は、埋立てコストを引き上げ、廃棄物処理の原則（発生抑制→再使用→再利用→適正処理）に沿った取り組みを進めることを目的として、1996 年から導入された。1996 年 10 月 1 日以降に埋立処分場の許可を受けたものは、受け入れた廃棄物量に応じて納税する。1996 年当初、安定廃棄物は１トンあたり 2 ポンド、他の廃棄物は１トンあたり 7 ポンドの標準税率が課せられ、後者は 1999 年に 10 ポンドに引き上げられ、その後 2004 年まで毎年 1 ポンドずつ引き上げられることになっている。（免税廃棄物もあり。）埋立税による歳入は、雇用主の国家保険負担額の引き下げ、及び環境活動にあてられる。なお環境活動の一層の促進のため、埋立処分場の運営業者が、納税に代えて環境保全活動等を行う団体に資金援助を行える制度も創設されている。

②「埋立税」の導入は、リカバリーへの途を促進するとの評価がある一方、廃棄物の減量に適当な方法でない、不法投棄の増大につながるという意見もある。また、家庭廃棄物の減量には大きな効果を上げるものとなっていないとの評価もある（参考 3 参照）。環境省は、評価は時期尚早であるとしている。

③他方、埋立税による歳入を活用したより効率的な環境対策の可能性がかなり大きいものと見られている。2000 年 5 月に策定された「Waste Strategy 2000 for England and Wales」によると、これまで税収が当てられる環境活動は、汚染サイトの浄化、再使用やリサイクルの推進に関する研究及び普及啓発、公園の設置、歴史的建造物の修復に限られていたが、2000 年 1 月からは市場の開発に関する研究教育も含まれことになり、今後は、NPO によるリサイクルや再使用関連プロジェクトに助成することを検討するとしている。

（２）生分解性廃棄物(Biodegradable Municipal Waste-BDMW)の埋立許可取引

家庭などから排出される生ゴミを中心とする「生分解性廃棄物(BDMW)」に関する埋立許可の取引は、2000 年 5 月に策定された「Waste Strategy 2000 for England and Wales」においてその実施が予定されているものである。その基本的な考え方は、各地方自治体に人口と世帯数に応じた量の BDMW 埋立許可を無料で供与し、自治体間でその取引を可能とするシステムである。取引への参加は義務づけられないが、許可量以上の廃棄物を埋立処分した自治体に対しては、罰則を適用することが検討されている。

４．フランスにおける状況　（参考：1 フラン＝約 16 円。H12.12.27 現在）

フランスにおいては、家庭廃棄物については市町村が、産業廃棄物については排出事業者が、それぞれ処理責任を有している。

フランスでは、埋立て処分場の新規立地が困難となっていることから、埋立て処分を抑制するための税制を導入するとともに、サーマルリカバリーに重点が置かれる現状を改めるため、1998 年 4 月には、家庭廃棄物の 50 %以上はマテリアル・リカバリーを行うという国家目標を設定した。

（１）容器包装税(Packaging Tax)

容器包装税は、容器包装のリサイクル率を向上させるため、1993 年 1 月から導入された。1992 年 4 月の政令により、自ら容器包装の回収処分を行わない容器包装利用メーカー（製品を容器に充填又は包装するもの）には、容器包装リサイクルの認可団体への金銭的貢献が義務付けられた。容器包装税は容器包装 1 個につき、0.001 ～ 0.01 フラン（重さにより異なる）の範囲で認可団体に納付され、歳入は廃棄物収集、特定分野への投資に対する補助金として用いられる。このシステムの導入により、家庭廃棄物は 15 %減量されたという。

（２）家庭廃棄物貯蔵税（埋立税）

家庭廃棄物貯蔵税は、リサイクル、燃焼など貯蔵（埋立て）以外の処分を推進するインセンティブとして、1993 年 4 月から導入された。家庭廃棄物の埋立処分場が受け入れる廃棄物の量に応じて処分場の事業者に課せられる税であり、歳入は技術研究、処理施設、汚染サイトの浄化への補助に用いられる。1999 年予算法により、1999 年 1 月 1 日から「汚染活動に関する一般税（Taxe Générale sur les Activités Pollutants: TGAP」に統合され、トンあたり 60 フランが徴収されている。但し、埋立て処分場が位置する県の廃棄物処分計画の範囲外から持ち込まれる廃棄物については、50 %増の税額となる。1994 年にはトンあたり 20 フランであったが毎年 5 フランずつ引き上げられ、TGAP に統合される際には 1.5 倍となった。なお、TGAP 導入に伴う税額引き上げとの組み合わせで、選別収集と資源の有効利用促進のために、家庭ごみの収集、分別と有効利用に関わる付加価値税が 20.6 %から 5.5 %に軽減された。

（３）特別産業廃棄物税(Industrial Waste Tax)

特別産業廃棄物税は、埋立て処分量を削減させるためのインセンティブとして 1995 年 1 月から導入された。特別産業廃棄物の処理業者が受け入れる廃棄物から有効利用される資源を減じた量に応じて処理施設の事業者に課せられる税であり、歳入は汚染サイトの浄化に用いられる。1999 年予算法により、TGAP に統合され、埋立処分の場合はトンあたり 120 フラン、それ以外の処分（燃焼、混焼、物理・化学・生物学的処理）の場合はトンあたり 60 フランとなっている。家庭廃棄物貯蔵税と同様、TGAP に統合される前と比較すると税額は 1.5 倍となっている。

（４）その他

石油製品及び潤滑油に課税され廃油回収とリサイクルの資金となるオイル公害税、紙に課され紙のリサイクルへの補助に用いられる紙税(Paper Tax)、廃棄物収集費を賄うために地代や特定規定に基づいて自治体が徴収する家庭ゴミ収集税(Domestic Refuse Collection Tax)、廃棄物焼却施設の排ガスに課税する焼却税(Tax on Atmospheric Emissions Levied on Incinerators)などがある。

５．ドイツにおける状況　（参考：1DM ＝約 54 円。H12.12.27 現在）

ドイツにおける廃棄物の処理責任は、
①家庭廃棄物については市町村が処理責任を負うとともに、
②事業系の廃棄物については、
・処分される廃棄物は事業者の自家処分又は原則市町村責任による処分、
・リサイクルされる廃棄物については排出事業者責任の下での民間事業者によるリサイクル
と分担がなされている。

ドイツは、容器包装リサイクル制度の導入や循環経済・廃棄物法の制定等、廃棄物・リサイクル対策の分野では先進的な取組が目立つ国である。

（1）デポジット制度

容器包装令においては、使い捨ての飲料容器に対してデポジットの徴収が義務付けられている。（デポジット額は 1.5 ℓまで 0.5DM、1.5 ℓを超えると最低 1DM。）この義務は、DSD 社等による回収・リサイクル制度に参加し、DSD 社等がリサイクル義務を達成することにより免除される。

しかしながら、リターナブル飲料容器の比率が全国で 72 %を下回った場合には使い捨て容器に対するデポジットの徴収は義務化される。（1991 年と比較してリターナブル率が低下した飲料分野に限る。）

1997 年にリターナブル容器の比率が 72 %を下回ったため、1999 年２月から 2000 年１月にかけて再調査が実施されたところであり、間もなくその結果が公表される見込みである。再調査の結果リターナブル容器の比率が 72 %を下回ることとなれば、結果公表後 6 カ月が経過すると自動的にデポジットの徴収が義務付けられる。

このような状況を踏まえ、強制的なデポジットの導入が適当かどうかということについて、
○リターナブル容器の保護策を進めるべき
○使い捨て容器に強制デポジットを課してもリターナブル容器の利用を直接促進することにはならないのではないか
○自由貿易の支障になるのではないか
○事業者に対し過重な負担となるのではないか
等の観点から改めて議論が行われている模様である。

（注）なお、ドイツにおいては、リユースびんに対して事業者が自主的にデポジットを課しており、その額は 0.5 ℓの容器で 0.15DM、１ℓの容器で 0.3DM である。

（2）家庭系廃棄物の有料化

家庭から排出される廃棄物に対しては自治体が処理費用を徴収している。その徴収の仕方は自治体の判断により異なっており、従量制を採用しているところと一律料金を採用しているところがある。

６．オランダにおける状況　（参考：1ｷﾞﾙﾀﾞｰ＝約 48 円。H12.12.27 現在）

オランダは、42,000 平方キロメートル（ほぼ九州に等しい）の国土に 1,600 万人（九州は 1,300 万人）が住む国である。

廃棄物の処理責任は、家庭廃棄物については市町村、産業廃棄物については排出事業者とされている。(環境管理法第 10 編)

オランダにおいては、次のような経済的手法が導入されている。

○廃棄物課徴金（焼却施設及び埋立処分場）

オランダの廃棄物政策においては埋立が優先順位の最も下位に位置付けられている。政府は、1996 年において 724 万トンあった埋立量を 2000 年には 400 万トンまで、2010 年には 200 万トンまで縮減することを計画しており、この計画の達成のため特定の種類の廃棄物については埋立禁止措置も講じられている。このように焼却可能な廃棄物の埋め立てを回避し、より優先順位が上位の処理方法である焼却を推進することはオランダにおいては重要な課題ととらえられている。

本課徴金が導入された 1995 年当時、焼却の費用と埋立の費用を比較すると埋立の方が安くこの状態を放置すれば当然に関係者は埋立を選択し続けるものと考えられた。このため、焼却処分と埋立処分のコストの差を縮小させ焼却促進のための基盤を整備するために、下表のとおり焼却に対して負担が小さく、埋立に対して負担の重い廃棄物課徴金が導入されたものである。

（2000 年における課徴金の額）

埋立処分 1,100 kg/㎥以下の廃棄物 1,100 kg/㎥以上の廃棄物	 141.66 ｷﾞﾙﾀﾞｰ/ﾄﾝ 27.29 ｷﾞﾙﾀﾞｰ/ﾄﾝ
焼却	0 ｷﾞﾙﾀﾞｰ/ﾄﾝ

７．デンマークにおける状況　（参考：1 ｸﾛｰﾈ＝約 14 円。H12.12.27 現在）

デンマークは 43,000 平方キロメートル（ほぼ九州に等しい）の国土に 500 万人（九州は 1,300 万人）が住む国である。

デンマークにおいては、家庭廃棄物、産業廃棄物のいずれについても自治体が管理責任を負うとともに、リサイクルについては主に民間企業、焼却については主に自治体・自治体出資企業、埋立については公的機関がそれぞれ役割を分担するという仕組みになっている。同国においてこのように家庭廃棄物と産業廃棄物とが区分されることなく扱われている背景の一つには、同国の企業は中小企業が中心であることがあげられているようである。

デンマークの廃棄物政策においては、経済的手法が規制的手法等と並んで講ずべき措置の一つとして明確に位置付けられており、以下にみられるような多様な措置が講じられている。

（１）小売容器税

小売容器の卸売業者等に対して、その重量（又は容積）と素材に応じた課税が行われている。

この税の目的の一つは再使用可能な容器の利用を促進することである。すなわち、使い捨て容器を利用すればその度に一定額を納税しなければならないのに対し、一つの容器を繰り返し利用すれば、新しい容器の購入に伴う課税の対象外となり一回転当たりの課税額が減少するため、事業者に再使用可能な容器を利用しようという動機を与えることができる。

この税のもう一つの目的は、容器の重量に応じた課税をすることにより、製造業者等に容器製造に用いる資源の量（＝廃棄物の発生量）を少なくしようという動機を与えることである。この点については、重量に応じた課税が始まってからいまだ２年弱しか経過していないこともあり、評価は定まっていない。

（２）使い捨て食器税

使い捨て食器の卸売業者等に対して、卸値の 1 ／ 3 に当たる額が課税されている。

この税金は、使い捨て食器の使用を抑制し廃棄物の発生を抑えることを目的としたものであるが、下表のとおりその歳入額は減少傾向を示しており一定の成果を上げているものと評価されている。

（使い捨て食器税による歳入の推移）

	１９９５	１９９６	１９９７	１９９８	１９９９
歳入	7,200 万ｸﾛｰﾈ	5,900 万ｸﾛｰﾈ	5,600 万ｸﾛｰﾈ	5,600 万ｸﾛｰﾈ	6,000 万ｸﾛｰﾈ

（３）ニカド電池課徴金

ニカド電池の製造業者等に対して、ニカド電池 1 個につき 6 ｸﾛｰﾈ等が課されている。（使用済電池の回収量に応じた払戻し制度も同時に創設。）

この課徴金は、ニカド電池の使用抑制と使用済電池のリサイクル促進のための財源確保を目的として、1996 年 4 月から実施に移された。

その結果、歳入額の減少と回収量の増大に表れているとおり、使用抑制とリサイクル促進のいずれに対しても効果があったものと評価されている。

ただし、回収量についてはさらなる向上が必要であるとして、その促進に向けた検討が行われている。

（ニカド電池課徴金による歳入額等の推移）

	１９９６	１９９７	１９９８
歳入	4,120 万ｸﾛｰﾈ	4,660 万ｸﾛｰﾈ	2,930 万ｸﾛｰﾈ
(参考)払戻し	630 万ｸﾛｰﾈ	1,190 万ｸﾛｰﾈ	940 万ｸﾛｰﾈ

（ニカド電池回収量）

従来　30 〜 35 トン／年　→　現在　100 トン／年

（４）廃棄物税
　廃棄物処理施設に対し下表のとおり廃棄物税が課されている。
　この税は、処理方法別に異なる税額を設定することで、より好ましい処理方法が選択されるよう排出者である自治体や事業者を誘導することを目的としている。
　その効果については、例えば建設廃棄物が 92 ％という高いリサイクル率を達成した要因の一つにこの税が挙げられているなど一定の評価が与えられているようである。

（廃棄物税の額の推移）　　　　　　　　　　　（単位：ｸﾛｰﾈ／ kg）

	１９９６	１９９７	１９９８
埋立される廃棄物	１９５	３３５	３７５
発電施設で焼却される廃棄物	１６０	２１０	２８０
その他の施設で焼却される廃棄物	１６０	２６０	３３０
リサイクルされる廃棄物	０	０	０

（５）廃棄物処理手数料の従量化
　行政による廃棄物処理費用は、それぞれの地方自治体の議会の判断により、処理手数料又は税のいずれかにより賄われている。
　処理手数料の額は自治体によって異なり、年間 800 クローネから 2,500 クローネの間であるが、各世帯に対する金額の設定は 90 ％の自治体では固定制を、10 ％の自治体では従量制を採用している。
　従量制を採用した結果 30 ％の減量に成功した自治体もあるようであるが、不適正処理の増大等のデメリットを指摘する声も強い。

（６）デポジット制度
　国内で販売されるビール及び炭酸飲料は再使用可能な容器でのみ販売が許可されており、これらの飲料を充填したガラス容器及び PET 容器に対してはその再使用を最大化するために次のような預託金（デポジット）がかけられている。

500cc 未満の容器	１本当たり 1.25 ｸﾛｰﾈ
500cc 以上の容器	１本当たり 2.5 ～４ｸﾛｰﾈ

　このような預託金がかけられている結果、これらの容器の回収率は 99 ％にも達しており、ガラスびんの場合平均で 35 ～ 40 回繰り返して利用されている。

（７）その他
　これらの措置の他、鉛電池やタイヤへの課徴金、紙製等容器（買い物袋）税、電球税が導入されているとのことである。

Ⅳ．我が国における経済的手法の活用に向けた取組

１．我が国における廃棄物・リサイクル対策の現状

①現在の廃棄物を巡る問題は、先にも述べたように、不特定多数の者の日常的な活動に起因する部分が大きいことから、従来型の規制的手法のみで解決するような性格のものではない。このため、廃棄物問題の解決に向けて、これまで様々な政策手法が組み合わされ、対策が実施されてきた。

②まず、規制的手法としては、例えば、廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）において、廃棄物処理基準に従った処理の義務付け、不法投棄の禁止等の規制措置が講じられているところである。これは、主として廃棄物処理に伴い環境保全上の支障が生ずることを防止し、適正処理を確保するために実施されている規制である。

③次に、自主的取組の推進策としては、例えば、産業構造審議会「廃棄物処理・リサイクルガイドライン」等の各種ガイドラインを始めとした様々な促進措置が挙げられる。このような事業者の自主的な取組は、現在の廃棄物問題の解決に極めて重要な役割を有するが、その一方で、それだけでは必ずしも社会的に望ましい水準まで廃棄物の削減やリサイクルが推進されるとは言い難い。

④個別の品目に目を向ければ、資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）において、規制的手法をよりどころとした自主的取組の推進策に近い政策手法がとられている。

⑤また、容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）は、地方公共団体と事業者とが適切に役割を分担した上で、これを規制で担保するという政策手法であるといえる。

⑥さらに、家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）については、消費者が費用を負担しつつ、事業者が再商品化義務を負い、これを規制で担保するという政策手法となっている。

⑦容器包装リサイクル法及び家電リサイクル法については、特定容器包装利用・製造等事業者や特定家庭用機器製造業者等にリサイクル義務を課すことにより、結果として、容器包装の減量化やリサイクルしやすい設計に向けた経済的インセンティブとなっているとの指摘もある。このように、拡大生産者責任*を踏まえた措置は、経済的手法と同様の誘導効果を有することもある点にも留意する必要があろう。

⑧このほか、平成 12 年 5 月に新たに制定された建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）及び食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）においても、規制的手法をよりどころとした枠組みが整備された。

⑨このように、廃棄物・リサイクル対策は、これまで規制的手法を核として展開され、また、順次主要品目からカバーしていくという形で徐々に拡充され、主要分野は既に相当程度措置されてきたといえるが、未だ手法や対象分野の面で課題が残されているのも事実である。

⑩今後、これらの課題の解決に向け、従前の施策と適切に組み合わせる形で、また、従前の施策に付加する形で、経済的手法（特に、経済的な負担措置）の活用の在り方を具体的に検討する段階に来ているといえる。

⑪経済的手法については、我が国では、経済的な助成措置については数多く講じられている一方で、環境保全を目的とした経済的な負担を課す措置についても導入事例はわずかであるが見られるようになってきている。

（＊）「拡大生産者責任」とは、製品の製造者等が物理的又は財政的に製品の使用後の段階で一定の責任を果たすという考え方であり、廃棄物・リサイクル対策を推進する上で重要な基本的考え方である。

⑫経済的な負担を課す措置について検討するに際しては、個別品目ごとの特性、地域ごとの地理的・社会的条件等を考慮することはもちろんのこと、ライフサイクル・アセスメントの観点も念頭に置き、経済的手法を適用する品目や具体的措置の内容について検討していく必要がある。

2．我が国における経済的手法を巡る動向

①我が国においては、中央公害対策審議会及び自然環境保全審議会の答申(平成 4 年 10 月 20 日、「環境基本法制のあり方について」)で、今日の環境問題への対処に関して以下のような認識が示された。

「国、地方公共団体、事業者及び国民すべての主体が自主的、積極的に取り組む必要があり、あらゆる経済社会活動に環境への配慮を組込んでいくことが重要である。経済社会活動に環境配慮を組み込むに当たっては、汚染物質の排出規制等の規制的手法や各種の経済的手法の活用、環境影響評価の活用、所要の社会資本の整備、事業者や国民の積極的取組への支援等多様な手法が考えられる。」

②また、政府税制調査会は、平成 5 年 11 月「今後の税制のあり方についての答申」(－「公正で活力ある高齢化社会」を目指して－)を総理に提出した。その中で、環境関連税制については、国内外の動向・議論を踏まえ、

『環境問題に係る税制についての議論を大別すると、

①環境汚染抑制のための「経済的手法」としての税制の活用の側面と、

②国内外の環境対策のため「財源調達手段」としての税制の活用の側面

の二つの議論がなされているところであるが、いずれにせよ、環境問題に係る税制については、国内外での議論の進展を注視しつつ、更に調査及び研究を進めていく必要がある。』

ことを指摘している。

③さらに、我が国に対する OECD 環境保全成果審査(Environmental Performance Review)においても適切な調査と相談（consultation）を行った上で経済的手法を一層活用することが望ましい旨指摘されている。

④このような状況の中で、平成 5 年 11 月に制定された環境基本法第 22 条では経済的措置に関する規定が置かれた。同条第 1 項では必要かつ適正な経済的助成措置を環境の保全上の支障を防止するための経済的措置の一つとして位置付けるとともに、同条第 2 項では、新たに経済的負担措置について規定している。

経済的負担措置については、まず、このような施策が、有効性を期待され、国際的にも推奨されているという認識を明らかにしている。次に、税・課徴金、デポジット等の個別の措置は国民に負担を求めるものであることから、その措置の効果、経済に与える影響等を適切に調査・研究する必要があるとしている。そして、そうした調査・研究を踏まえ、個別の措置の必要がある時には、経済的な負担を課す施策を活用して環境の保全上の支障を防止することについて、国民の理解と協力を得るように努めるとしている。さらに、その措置が地球環境保全のためのものである時は、その効果が適切に確保されるようにするため、国際的な連携に配慮して行うとしている。

⑤これらの動きを受け、政府部内でも経済的手法についての検討が進められてきた。環境庁における主な検討の経緯としては次のようなものが挙げられる。
○環境税研究会の中間まとめ「環境税のあり方について」（平成 6 年 4 月）
○リサイクルのための経済的手法検討会の最終報告「リサイクルのための経済的手法」（平成 6 年 4 月）
○環境政策における税・課徴金等の経済的手法研究会の第一次報告「環境政策における税・課徴金等の経済的手法の活用について」（平成 8 年 6 月）
○同研究会の最終報告「地球温暖化を念頭においた環境税のオプションについて」（平成 9 年 7 月）
○環境政策における経済的手法活用検討会の報告書（平成 12 年 5 月）
また、現在も、地球温暖化対策に関してさらなる検討が進められている最中である。

⑥こうした中、平成 12 年 7 月の税制調査会答申「わが国税制の現状と課題－ 21 世紀に向けた国民の参加と選択－」において、
「京都議定書の目標達成など環境問題に対する総合的な取組みを進めていくことが重要な課題となっており、また、諸外国においても環境問題に対し税制面で対応する動きが見られます。わが国における税制面での対応についても、地球温暖化問題や大気汚染などの身近な環境問題への対応も含めて、今後様々な環境問題に対する取組みが進められる中で、幅広い観点から検討を進めなければなりません。」
「税制面での対応は先に述べたとおり排出源が多い分野における環境負荷の軽減になじむものであり、PPP の考え方を踏まえれば、環境負荷の原因者を広く対象とすることを基本に検討する必要があります。」
「環境問題に対する税制面での対応を検討する際には、国民に広く負担を求めることになる問題だけに、国民の理解と協力が得られることが不可欠です。当調査会としては、国・地方の環境施策全体の中での税制の具体的な位置付けを踏まえながら、国内外における議論の進展を注視しつつ、PPP の原則に立って、引き続き幅広い観点から検討を行っていきたいと考えます。」
などの基本的な考え方が示されたところである。

⑦また、平成 12 年 5 月に制定された循環型社会形成推進基本法においても、第 23 条第 2 項で経済的負担措置が位置付けられている。すなわち、廃棄物等の発生の抑制、循環資源の適正なリサイクルや処分の促進に係る経済的負担措置について、その効果や我が国経済に与える影響等を適切に調査・研究する必要があるとし、こうした調査・研究を踏まえ、経済的負担措置を講ずる必要がある場合には、国民の理解と協力を得るよう努めることとしている。

⑧このように、経済的手法については、環境基本法制定時における中央公害対策審議会及び自然環境保全審議会の答申で指摘されて以来、その重要性が徐々に社会的に認識されてきているところであり、循環型社会形成推進基本法においては廃棄物・リサイクル対策に係る経済的負担措置の導入に向けた道筋が明らかにされたところである。

３．地方公共団体における廃棄物・リサイクル対策に係る経済的負担措置の取組事例

（１）ごみ（一般廃棄物）処理手数料の徴収

ごみ処理に関する手数料については、既に清掃法（昭和 29 年法律第 72 号）の時代から、市町村が汚物の収集及び処分に関し手数料を徴収することができるとの規定が置かれていた。また、廃棄物処理法においても、昭和 45 年の制定当初から、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し手数料を徴収することができるとの規定が置かれていた（なお、この規定については、地方分権一括法の制定により他の法律の同様の規定とも併せて、地方自治法に一括して規定されることとなった。）。

このような規定が古くから整備されていた一方で、一般廃棄物の処理は税金によって賄われるべき行政サービスであるとの認識もあって、実際にはごみ処理手数料の徴収は進んでこなかったといえる。

しかしながら、廃棄物の排出量が増大していく中で、ごみの減量化の観点からごみ処理手数料の徴収の動きが徐々に広がってきた。このようなごみの有料化については、まず事業系ごみから始まり、家庭系ごみに対しても実施されるという形で広がってきており、今後、更にその導入の動きが広がっていく方向にあるといえよう。

①平成9年度におけるごみ処理手数料の徴収の状況

平成 9 年度におけるごみ処理手数料の徴収の状況は以下のとおりである。何らかの形で手数料を徴収している市町村数は、家庭系ごみ（粗大ごみを除く）で約 42 %、事業系ごみ（粗大ごみを除く）で約 79 %となっている。

平成 9 年度における廃棄物処理事業経費の総額（2 兆 3369 億円）に占める手数料（1437 億円）の割合は、全国平均で 6.1 %程度である。なお、この点については自治体において、ごみ処理経費と手数料収入の関係及び相互比較性も含め、より分かりやすい説明の仕方の工夫が必要との指摘もある。

○平成 9 年度におけるごみ手数料の状況

家庭系ごみの手数料	ごみ（粗大ごみを除く）		粗大ごみ	
	市町村数	比率	市町村数	比率
１）有料	1,352	42%	1,060	33%
①有料ごみ袋・シール等	624	19%	412	13%
②定額制	248	8%	294	9%
③一定量超の場合に有料等	288	9%	222	7%
④引越時など多量の場合に有料	192	6%	132	4%
２）無料	1,875	58%	1,671	52%
３）不明（回答無）	6	0%	502	16%
合計	3,233	100%	3,233	100%

事業系ごみの手数料	ごみ（粗大ごみを除く）		粗大ごみ	
	市町村数	比率	市町村数	比率
１）有料	2,537	78%	1,831	57%
①有料ごみ袋・シール等	1,801	56%	1,326	41%
②定額制	243	8%	161	5%
③一定量超の場合に有料等	299	9%	236	7%
④引越時など多量の場合に有料	194	6%	108	3%
２）無料	539	17%	571	18%
３）不明（回答無）	157	5%	831	26%
合計	3,233	100%	3,233	100%

注）23 区は 1 市として集計している。　（厚生省調査）

②ごみ処理手数料の取組事例

○北海道伊達市

時期：平成元年 7 月より導入
価格：大型袋（40 ℓ）60 円、小型袋（20 ℓ）30 円

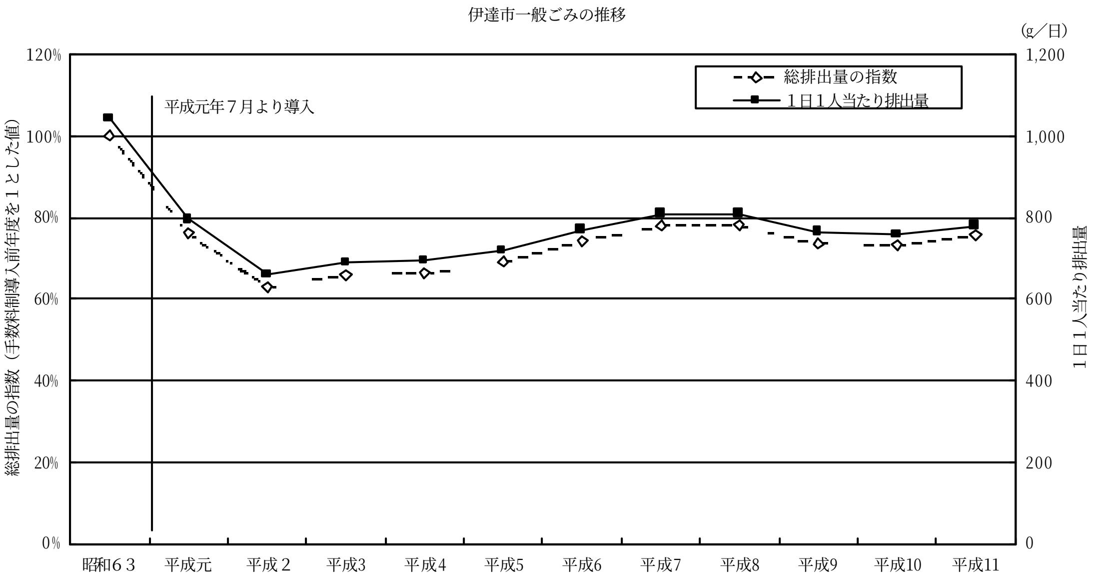

○滋賀県守山市

時期：昭和 57 年 7 月より家庭系ごみ収集に、焼却ごみには指定紙袋制、
破砕ごみ（不燃ごみ＋粗大ごみ）には指定エフ（荷札）制を導入。
価格：焼却ごみ…年間110枚までは20円／枚、超過分は 150円／枚
破砕ごみ…年間 56枚までは無料、　　超過分は 150円／枚

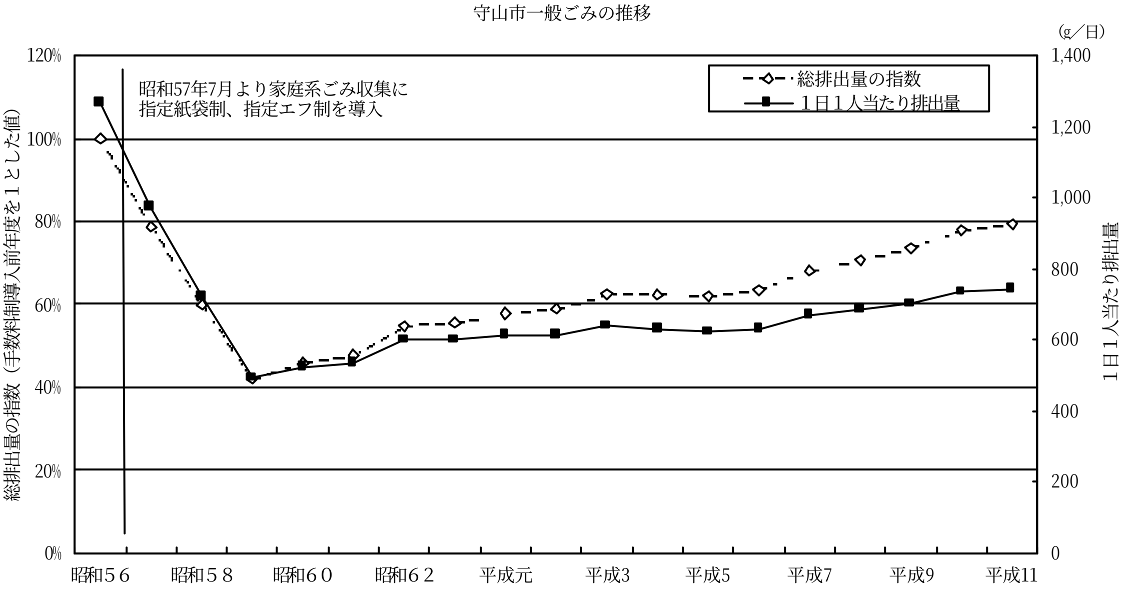

○千葉県野田市

時期：平成７年４月より指定袋制実施。

価格：可燃ごみ、不燃ごみ　１人世帯　　…年間 20ℓ袋　130枚まで無料
２～４人世帯…年間 30ℓ袋　130枚まで無料
５人以上　　…年間 40ℓ袋　130枚まで無料

超過分は、それぞれ、20 ℓ袋 85 円、30 ℓ袋 125 円 、40 ℓ袋 170 円

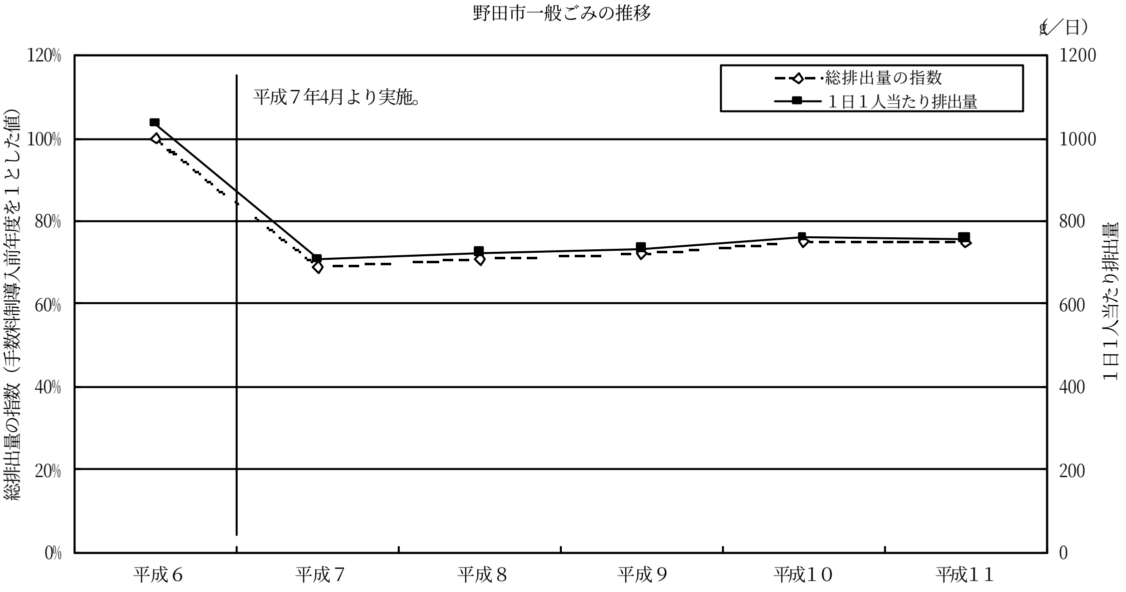

○佐賀県鳥栖市

時期：平成６年８月より実施。

価格：可燃ごみ…25L袋　25円、40L袋　40円
不燃ごみ…25L袋　25円、38L袋　40円

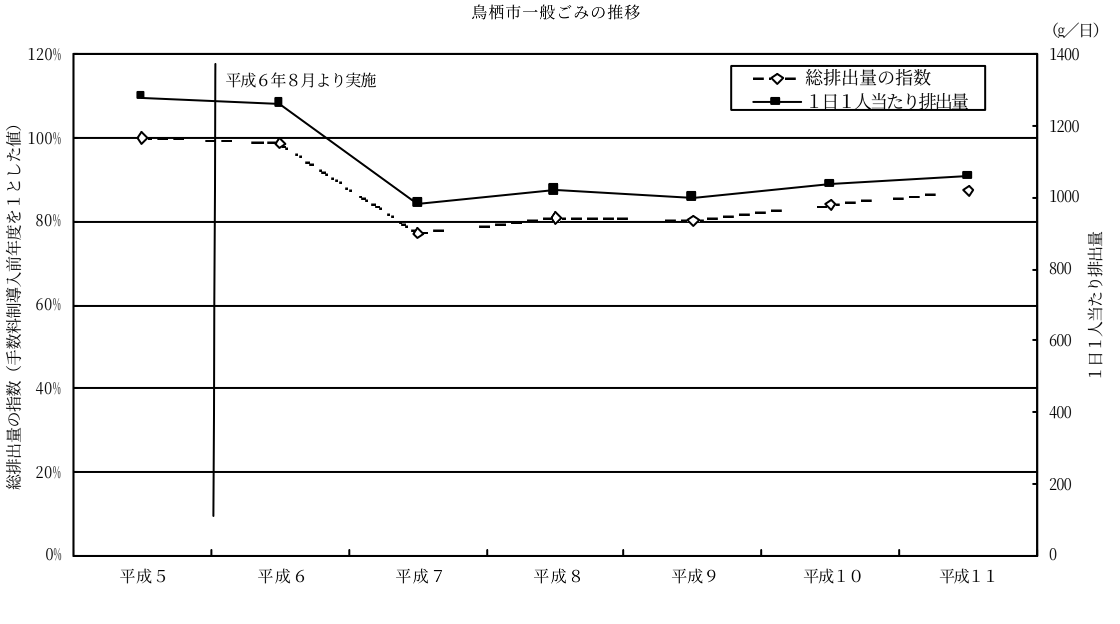

（２）デポジット制度（預託払戻制度）

離島や公園内、観光地などの一定のまとまりのある区域内においてデポジット制度が導入されている事例が見受けられる。

○大分県姫島村

「姫島村空き缶等の散乱の防止による環境美化に関する条例」（昭和 59 年 6 月公布）第 7 条において、姫島村長は「空き缶等の散乱の防止及び効果的な回収並びに資源の有効利用のためのデポジット制度の施行に関する事業」に関する施策を策定し、実施することとされており、これに基づいた取組が推進されている。

時期：昭和 58 年 7 月より

対象：ソフトドリンク缶、ビール缶（10 円上乗せ）

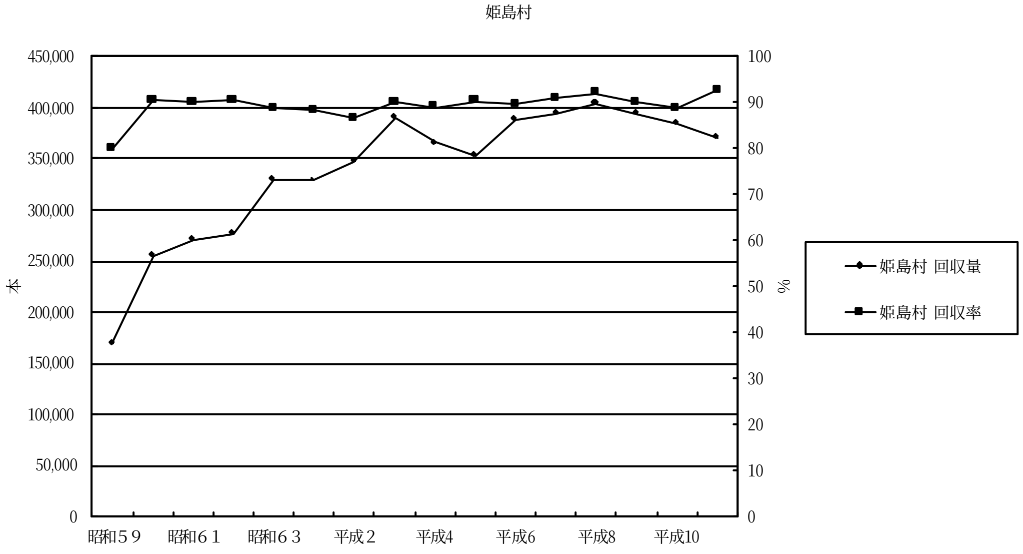

○神奈川県藤沢市（江の島植物園周辺）

時期：昭和 59 年 2 月より

対象：ソフトドリンク缶（10 円上乗せ）

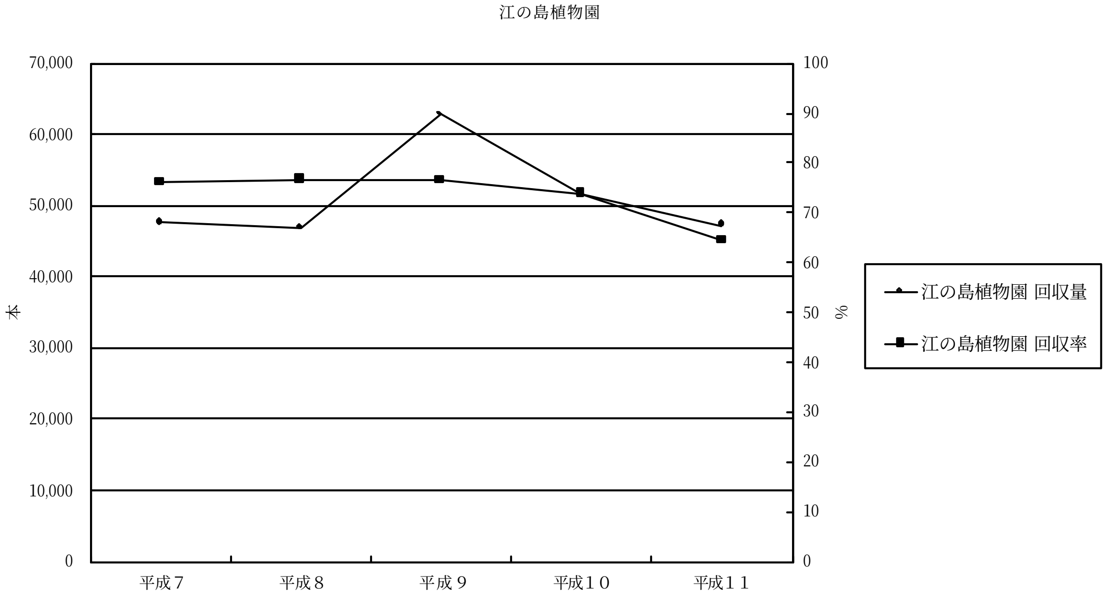

○東京都八丈町

「八丈町空き缶等の散乱防止環境美化条例」（平成 10 年 4 月制定）第 5 条において、八丈町長は「空き缶等の散乱の防止及び効果的な回収並びに資源の有効利用のためのデポジット制度の施行に関する事業」に関する施策を策定し、実施することとされており、これに基づいた取組が推進されている。

時期：平成 10 年 9 月より

対象：缶・ペットボトル（10 円上乗せ）

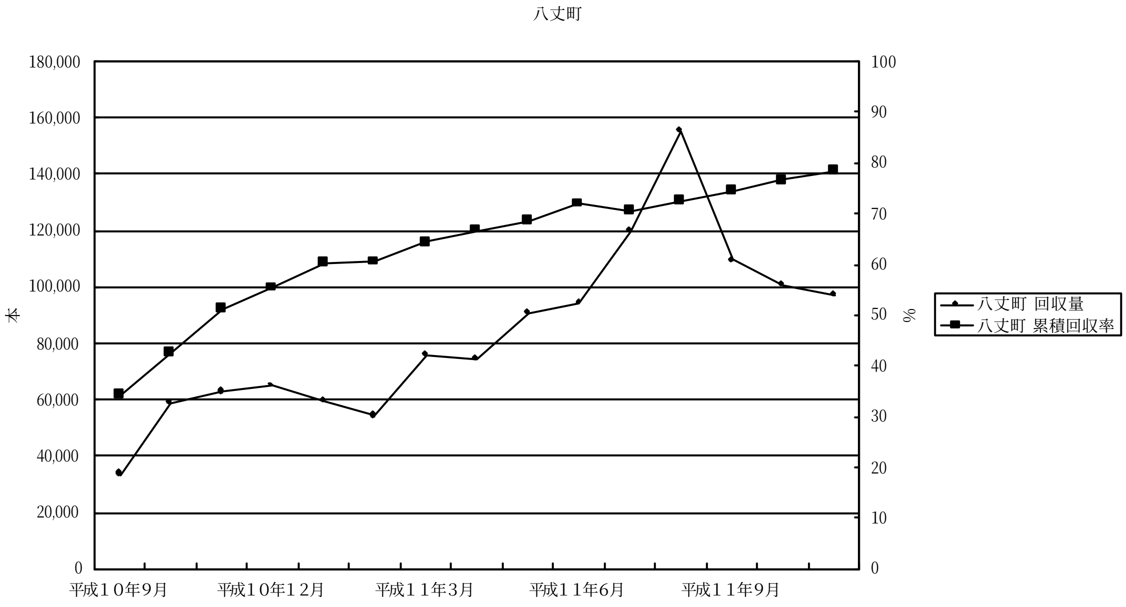

○埼玉県児玉郡神泉村

観光基本計画（昭和 57 年 3 月策定）において、「空き缶回収神泉制度の確立」事業としてデポジット方式による空き缶回収システムを確立することとされている。

時期：昭和 57 年 4 月より

対象：ソフトドリンク缶（5 円返却）

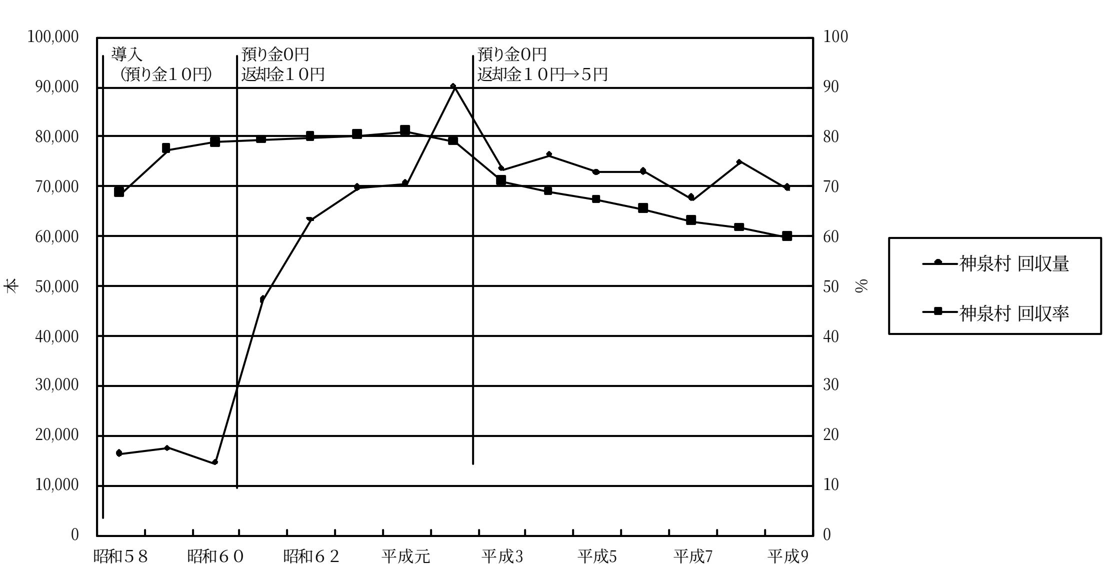

（3）廃棄物に関する税制等

平成 12 年 4 月施行の地方分権一括法によって法定外目的税が創設されるなど、地方公共団体の課税自主権が強化されたこと等によって、環境保全のために税を有効な手段として活用しようという動きが広まっている。

①三重県

○産業廃棄物税を検討

・現在、4 つの試案が提示されており、業界、県民等の意見を聴取した上で、最終的な案を取りまとめる予定。

・埋め立てる産廃トンあたり 1000 ～ 2000 円の課税を想定。

＜提示中の 4 つの試案＞

A　三重県内で中間処理・最終処分される産業廃棄物に課税。一定搬出量で裾切。

－納税義務者：排出事業者

A'　三重県内で中間処理・最終処分される産業廃棄物に課税。

－納税義務者：排出事業者

－特別徴収義務者：中間処理業者、埋立処分業者

B　三重県内で最終処分される産業廃棄物に課税。

－納税義務者：排出事業者、中間処理業者

－特別徴収義務者：埋立処分事業者

C　三重県内で最終処分される産業廃棄物に課税。

－納税義務者：埋立処分業者

②鳥取県

○産廃処理施設の周辺設備のための税等を検討

・平成 11 年 10 月に「鳥取県における地方税のあり方研究会」を設置。

・平成 12 年 2 月に制定された「鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例」の附則に、廃棄物処理施設が立地する市町村等への交付金の財源として目的税を検討することが盛り込まれている。

③岡山県

○廃棄物対策に関する税制等を検討

・平成 12 年 5 月に「地方税を考える研究会」を立ち上げ。

・①廃棄物対策に関する新税、②自動車税のグリーン化、③ NPO に対する優遇税制の 3 つのテーマについて検討を進め、年度内に中間報告をまとめる予定。

④東京都

○産業廃棄物税及びパチンコ台税を検討

・平成 12 年 11 月 30 日、東京都税制調査会が答申を発表。

・廃棄物の排出抑制を狙いとした「産業廃棄物税」と「パチンコ台税」に言及。

－産業廃棄物税：1 トン当たり数百円程度の課税を想定。

－パチンコ台税：新台一台当たり 1 万円の課税を想定。

⑤東京都杉並区

○プラスチック製レジ袋への課税を検討

・平成 12 年 9 月 4 日、「区税務研究会」が報告書を取りまとめ。

・レジ袋一枚につき 5 円程度を課税する案が提示されている。

このほか、青森・岩手・秋田の東北 3 県、千葉県、神奈川県、岐阜県、鳥取・島根・岡山・広島・山口の中国 5 県、福岡県、大阪市、上越市、所沢市、多治見市等において、廃棄物対策に関する税制を視野に入れた検討が進められている。

Ⅴ．廃棄物・リサイクル対策における経済的手法の具体的設計に際して必要な視点

経済的手法の導入に際しては、一般に、次の点に留意することが必要であろう。
○導入による効果をできる限り定量的に明らかにすること。
○その導入が経済に与える影響をできる限り定量的に把握すること。
○制度設計に際しては、フリーライダーが生じないよう十分な検討を行うこと。
○諸外国における導入状況等をできる限り正確に把握し、我が国において最も適切な制度設計となるように、その仕組みを検討すること。
○行政としての説明責任を果たし、導入についての国民や事業者の理解を得ること。

なお、1991 年 1 月の「環境政策における経済的手法の利用に関する OECD 理事会勧告」においては、経済的手法として、①税・課徴金（排出課徴金・税、ユーザー課徴金・税、製品課徴金・税）、②デポジット制度、③排出量取引、④助成措置が挙げられている。
以下、この区分にしたがって、これを具体的に設計する際に必要な視点をまとめることとしたい。

１．税・課徴金

税・課徴金については、大別すると以下のように分類することができる。

①排出課徴金
不用物を排出する際に、その排出量や質に応じた費用を徴収することにより、環境負荷をもたらす不用物の排出を抑制しようとするものである。
家庭等から排出されるごみ（一般廃棄物）を対象とする排出課徴金は、廃棄物処理施設等の利用にかかるユーザー課徴金（②参照）と同義になる。

②ユーザー課徴金
不用物の処理のための公共の施設又はサービスを利用する際に、その利用に応じて費用を徴収するものである。我が国の自治体におけるごみ処理手数料の徴収は、このカテゴリーに含められる。

③最終処分課徴金
廃棄物の最終処分を行う際に、その量や質に応じた費用を徴収するものである。

④製品課徴金
その消費・廃棄に伴って廃棄物の排出など環境に負荷を与える製品の生産、輸入等に際し、その量や質に応じた費用を徴収することにより、消費後の不用物の発生が少ない製品を優遇するものである。

⑤天然資源課徴金
再生品以外の原材料の使用、採取、輸入等に際し、その量や質に応じた費用を徴収することにより、再生品を原材料にすることを優遇するものである。

以下、税・課徴金については、この分類に従って、その効果、導入によるメリット、導入に際しての課題等をまとめることとしたい。

（１）排出課徴金

①ごみ（一般廃棄物）処理手数料の徴収

○多くの市町村において、排出された一般廃棄物の量に応じて処理手数料を徴収する方法が広まりつつある（Ⅳ２（１）参照）。

○一般廃棄物の処理に関する事務は、市町村の自治事務であり、かつ、多くの自治体において実施されていることを踏まえると、行政的実行可能性は高い。

○また、ごみの処理・リサイクルコストについて十分な情報を提供し、その負担の在り方、手数料の果たす役割について市民の判断を問うべきとの意見がある。

どの段階に効果があるか	○発生抑制に効果がある。 ○循環的な利用の促進に資する効果がある。
導入によるメリット	○排出されるごみの量が減少する。 ○ごみの減量化のために、消費者がごみとなる製品の購入を避ける、ごみを出さないライフスタイルを心掛ける等の効果も期待できる。 ・過剰包装の敬遠 ・リサイクル向けに行われる集団回収への参加 ・使用済み製品のフリーマーケットへの出品 ・生ごみのコンポスト化　等 ○国民一人一人に、ごみの排出者としての意識が芽生えることにより、循環型社会の形成についての理解が深まり、自主的な取組が進展することが期待される。 ○実際に導入している市において、有料化により分別に対する市民の協力が進むという効果があった。 ○ごみの排出量に応じた負担を求める制度であり、公平性に適っているといえる。
導入に際しての課題	○導入により不法投棄が増加する懸念がある。 ○導入直後にはごみの排出量は減少するものの、手数料の額が一定の場合には長期的には徐々に増加する場合も見られる。 ○日常生活に伴うごみの排出を完全になくすことは不可能であるとの指摘がある。 ○別途、リサイクルに回すことができる仕組みとして分別回収の仕組みを整備する必要があるとの指摘がある。 ○廃棄物処理は税金で賄われるべき行政サービスであるとの意見を持つ一部の市民からは、税の二重取りという批判が生ずる（この場合、有料化によるごみの量の削減効果、税収の使途等について十分な理解を得ることが求められる。）。
その他留意事項	○導入に先立って、域内の住民、事業者の理解を得るよう努めることが必要である。

②産業廃棄物税

○現在のところ、いくつかの都道府県において、産業廃棄物に関する税の導入に向けた検討が進められている。

○産業廃棄物の処理に関する事務は法定受託事務であり、地方公共団体が独自に制度を構築するほか、国において全国的な制度を導入することも考えられる。

○全般的事項

どの段階に効果があるか	○発生抑制に効果がある。 ○循環的な利用の促進に資する効果がある。
導入によるメリット	○産業廃棄物の排出抑制が進むことが期待される。 ○産業廃棄物の排出抑制のための取組（生産工程の見直し、異業種間協力の促進等）が促進される。特に、原材料の仕入れ段階から排出抑制のための配慮が行われるようになると考えられる。
導入に際しての課題	○適正な制度をどう設定するか。課税標準、課税段階等 ・排出された産業廃棄物は、脱水、焼却等の中間処理が行われ、重量や容量が変化するが、どの段階で課税するのが適切か。 ・リサイクルに向けられるか否かに関わらず排出時に税を課す場合には、リサイクルを阻害しないか。 ○導入により不法投棄が増加する懸念がある。 ○特定の種類・業種が産業廃棄物の排出量の大部分を占めている現状においては、当然のことではあるが、制度の設計次第で特定の業種に負担が偏るおそれがある。 ○一定の種類の産業廃棄物（例えば、鉱さい）については一定の排出は不可避であるとの指摘がある。 ○導入に際して、近隣地域の制度との整合性を確保することが必要である。
その他留意事項	○導入に先立って、域内の住民、事業者の理解を得るよう努めることが必要である。

○以下では、産業廃棄物に関する排出課徴金・税について、課税主体別にそのメリット・デメリットを整理してみた。その際、ア）国が課税主体となる場合、イ）国が標準税率や制限税率を設定して都道府県が課税主体となる場合、ウ）都道府県が課税主体となる場合の 3 つのケースを想定することとした。

ア）国が課税主体となる場合

メリット	○全国的に統一のとれた形での制度設計が可能となる。 ○全国的に維持する必要のある最低水準（ナショナル・ミニマム）の確保が可能となる。
デメリット	○地域ごとの事情を考慮したきめ細かな制度設計ができない。

イ）国が標準税率や制限税率を示し都道府県が課税主体となる場合

メリット	○全国的に望ましい水準を一定程度維持しつつ、各都道府県ごとの事情を考慮した制度設計が可能となる。
デメリット	○各都道府県ごとの制度設計にばらつきが生じ、産業が他県に流出したり、事業者に不公平感が広がる可能性がある。

ウ）都道府県が課税主体となる場合

メリット	○各都道府県ごとの事情を考慮したきめ細かな制度設計が可能となる。
デメリット	○各都道府県ごとに制度の有無等のばらつきが生じ、産業が他県に流出したり、事業者に不公平感が広がる可能性がある。

（２）ユーザー課徴金

○具体的には、ごみ処理手数料の徴収が挙げられる。（１）における整理を参照されたい。

（3）最終処分課徴金

○廃棄物埋立税

○特に、産業廃棄物について、（1）②と同様、いくつかの都道府県において、導入に向けた検討が進められている。

どの段階に効果があるか	○発生抑制及び循環的な利用の促進に資する効果がある。
導入によるメリット	○埋め立てに回される産業廃棄物が減少する。 ○産業廃棄物の埋立を回避しようというインセンティブが働くため、循環的な利用の促進が期待できる。
導入に際しての課題	○導入により不法投棄が増加する懸念がある。 ○近隣地域に産業廃棄物が流出する懸念があるため、近隣地域との制度の整合性の確保が必要である。
その他留意事項	○導入に先立って、域内の住民、事業者の理解を得るよう努めることが必要である。

○課税主体ごとのメリット・デメリットについては、（1）②産業廃棄物税と同様であると考えられる。

（4）製品課徴金

○現在のところ全国的な導入事例はないが、例えば、東京都杉並区で検討されている「レジ袋課税」はこれに該当する。

どの段階に効果があるか	○発生抑制に効果がある。
導入によるメリット	○対象製品の使用が抑制され、ひいては廃棄物等の発生抑制につながる。 ○対象製品の使用自体が将来的な廃棄物等の発生につながるとの認識が深まり、環境保全上望ましい製品への転換が進む。
導入に際しての課題	○対象製品が生活必需品である場合など、対象製品の選定方法によっては所得の逆進性が高まる懸念がある。 ○全国的に流通しているものについては、国レベルで導入しなければ効果が上がらないと考えられる。
その他留意事項	○導入に先立って、域内の住民、事業者の理解を得るよう努めることが必要である。

（５）天然資源課徴金

現在、廃棄物・リサイクル対策の観点から、我が国において天然資源課徴金を課している例はない。

なお、一部の地方公共団体で法定外普通税として制度化されている「砂利採取税」は、その制度設計の在り方によっては、天然資源課徴金のカテゴリに分類することも可能といえる。（参考４参照）

どの段階に効果があるか	○発生抑制に効果がある。 ○循環的な利用の促進に資する効果がある。
導入によるメリット	○事業活動への天然資源の投入が抑制され、再生品の利用が進み、再生品市場の育成が図られる。 ○再生品の利用が促進され、受け皿が確保されることにより、リユース・リサイクルの促進にも資することとなる。
導入に際しての課題	○我が国では天然資源の多くを海外からの輸入に依存しているが、海外からの輸入に対して廃棄物・リサイクルの観点から直接に課徴金を課すような制度について国民的・国際的な理解を得ることは困難ではないかとの指摘がある。 ○実績や経験がほとんどないため、基礎的な検討が必要である。
その他留意事項	○導入に先立って、域内の住民、事業者の理解を得るよう努めることが必要である。

２．デポジット制度

①製品本来の価格にデポジット（預託金）を上乗せして販売し、使用後の製品が所定の場所に戻された際に預り金を返却することにより、消費者からの当該製品の回収を促進しようとするものである。このデポジットにリサイクルコストや処理コスト（以下単に「処理コスト」という。）を含めている場合もある。

②ここで、デポジット制度の性格を整理すると次のようになる。

1)散乱ごみ対策を含め、所定の場所に集めるための手段

2)市町村収集ごみ量を減少させるための手段

3)処理コストがデポジットに含まれる場合には、販売時に処理コストの負担を求めることでトータルとしてのコスト意識を事業者及び消費者が持ち、環境面も含め適切な選択を可能にする手段

4)処理コストがデポジットに含まれる場合には、処理コストの財源確保のための手段

③我が国では、ビールびんに関してデポジット制度に類似した容器保証金制が自主的にとられているほか、離島や観光地など一定のまとまりを持った区域内においてローカル・デポジットが実施されている。

④また、諸外国では、米国（ニューヨーク州など 9 州）、ドイツやスウェーデン等のヨーロッパ諸国、韓国、台湾等においてデポジット制度が導入されている。なお、米国（カリフォルニア州）では、デポジット制度類似の制度として、リデンプション・システムと呼ばれる制度（飲料容器の販売者から販売量に応じた費用を徴収して基金を設け、指定回収場所で空き容器を買い取る仕組み）が実施されている。

⑤デポジット制度について具体的に検討する際には、対象品目ごとの特性や地域ごとの地理的・社会的条件等を念頭に置き、全国的な制度とすべきか地域的な制度とすべきか、デポジット（預託金）に処理コストまで含めるかなど様々な視点からの整理が必要であろう。

⑥例えば、全国的な制度とすべきか地域的な制度とすべきか、また、デポジットに処理コストまで含めるか否かの 2 点について､考え方を整理すると次のようになろう。

1)全国的な制度か地域的な制度か。

○全国的な制度とすることが望ましいと考えられる場合

・全国に広範に流通している品目を対象とする場合

・広域的に回収した方が効率的また適正に処理できると考えられる品目（有害物質の含有等によりその処理に一定の技術水準を必要とする品目等）を対象とする場合

○地域的な制度とすることが望ましいと考えられる場合

・観光地や離島など地理的・自然的に一定のまとまりを持った地域で集中的に問題の解決を図ろうとする場合

・地理的・自然的に一定のまとまりを持った地域で実施する場合であって、当該地域内における流通量が多い品目を対象とする場合

2)デポジットに処理コストまで含めるのか含めないのか。

○デポジットに処理コストを含めた方が望ましいと考えられる場合

・市場原理にまかせていてはリサイクルが進まないと考えられる品目（再資源化に費用がかかる一方で、得られたものの市況が芳しくないものなど）を対象とする場合

○デポジットに処理コストを含める必要はないと考えられる場合

・リサイクル原料としての市場価値があり、回収さえ行われれば市場メカニズムに従ってリサイクルが進むと考えられる品目を対象とする場合

⑦以上の観点に加え、以下に述べるようなメリット・課題等を十分に考慮した上で具体的な検討を進める必要がある。

（１）全般的事項

どの段階に効果があるか	○循環的な利用の促進及び適正処分の確保に資する効果がある。
導入によるメリット	○使用済製品の資源としての回収が促進される。 ○循環資源の回収ルートが確立されることにより、そのリサイクルの促進が期待される。 ○廃棄物となった場合に特に適正処分の確保が必要な製品については、確実に回収し、適正処分に回すことが可能となる。 ○飲料容器等の散乱ごみとなる可能性の高い製品については、その散乱が防止される。
導入に際しての課題	○デポジットの管理・払戻のためのシステムを創設するためのコストが新たに生ずる。 ○制度の設計や実施段階で、誰がどのような役割を担うべきかという役割分担について検討が必要である。 ○デポジットの額をどの程度に設定するかについて検討が必要である（低すぎるデポジットでは回収の効果が上がらないのではないか。）。 ○回収された循環資源の保管スペースの確保（特に都市部）とその安全・衛生的な維持が課題となる。 ○回収された循環資源について、十分な再生利用能力を確保するなど確実に循環的な利用が行われるような対策を実施することが必要である。 ○既存の資源回収活動（地域の集団回収、自治体による資源回収等）との関係の整理が必要である。 ○既存法制度等により既に回収の仕組みが用意されている場合には、それとの調整が必要である。 ○未返却のデポジットの取扱いについて検討を要する。 ○地域的に導入した場合､割高となり売り上げが減少しないか、換金目当ての使用済製品の持ち込みが増加しないか、等の懸念が示されている。
その他留意事項	○導入に先立って、域内の住民、事業者の理解を得るよう努めることが必要である。

（２）品目の類型ごとの留意点

①ここでは、廃棄物・リサイクル対策としてのデポジット制度の対象として、大きく「耐久消費財」、「非耐久消費財」、「（有害）化学物質を含有する製品」との３つに類型化し、それぞれについての効果と課題を整理する。

②なお、「非耐久消費財」、「耐久消費財」、「（有害）化学物質を含有する製品」として想定されるものを例示すれば、おおむね次のとおりである。

＜非耐久消費財の例＞

○容器類（PET ボトル、スチール缶、アルミ缶、ガラスびん、食品容器、食品トレー、薬品・化粧品等容器、レジ袋等）
○紙　類（段ボール、新聞・雑誌、包装紙、印刷情報用紙、衛生用紙等）
○衣　類
○乾電池・蓄電池
○文房具（鉛筆、ボールペン、定規）
○その他の使い捨て製品（ライター、カイロ等）　等

＜耐久消費財の例＞

○家電製品（テレビ、エアコン、電気冷蔵庫、電気洗濯機、ビデオプレーヤー、VTR、電気掃除機、扇風機、電子レンジ等）
○電子・事務機器（パソコン、ワープロ、プリンタ、コピー機等）
○自動車、スクーター・オートバイ
○自転車
○タイヤ
○ FRP 船
○家具（タンス・本棚、ソファー、ベッド・マットレス、応接セット）　等

＜（有害）化学物質を含有する製品の例＞

○乾電池・蓄電池（水銀電池、鉛バッテリー、ニカド電池等）
○家電製品（テレビ、エアコン、電気冷蔵庫等）
○自動車
○蛍光灯
○化学薬品用容器（農薬、殺虫剤、塗料等）　等

○非耐久消費財に対する効果と課題等

導入の効果	○資源としての回収が進み、リサイクルが推進される。 ○散乱ごみになりやすい製品等を対象とした場合には、その回収が進み、美化が進む。
導入に当たっての課題	○必ずしも発生抑制にはつながらない。 ○特に都市部において、回収した製品等の保管スペースの確保が問題となる。 ○国レベルで導入しようとする場合には、既存の制度（容器包装リサイクル法など）との調整をする必要がある。 ○生産量が多い製品等については、その再生用途の確保や再生品の需要そのものの拡大のための対策を実施する必要がある。

○耐久消費財に対する効果と課題等

導入の効果	○資源としての回収が進み、リサイクルが推進される。 ○処理が困難な製品の場合、デポジット価格に処理費用を上乗せすれば、処理が進む。 ○回収に経済的なインセンティブが働くため、不法投棄が減少することが期待される。
導入に当たっての課題	○既存の回収ルートがある場合には、それとの調整が必要である。 ○使用期間が長く、デポジットの管理も長期間に渡ることとなるため、デポジットがきちんと返却されるのかについてユーザーの不安を惹起する可能性がある。 ○過去に販売された耐久消費財についての取扱いが問題となる（既に販売されたものは対象としないとの選択も当然あり得る。）。 ○処理費用を上乗せする場合には、その算定が必要となる。 ○対象製品等についての十分な再生利用能力がない段階で回収だけが進んでも、有効利用されず処分されるだけではないかとの指摘もある。

○（有害）化学物質を含む製品に対する効果と課題等

導入の効果	○リサイクルや適正な処理を行う仕組みを併せて導入することにより、確実な回収とリサイクル・処理の適正な推進が確保される。
導入に当たっての課題	○既存の回収ルートがある場合には、それとの調整が必要である。 ○有害物質を含んでいる循環資源については、回収後、速やかにリサイクル・適正処分される仕組みを整えておく必要性が高い。

３．排出量取引

①個々の主体に一定の廃棄物排出量をあらかじめ割り当て、その排出枠を売買することを許すものである。
②このような排出量取引の発想は、二酸化炭素の排出抑制方策のひとつとして近年注目されている。
③この手法を廃棄物の排出に対して適用する場合には、例えば、まず廃棄物の排出総量を設定し、これを各排出者に割り当て、割り当て以上の排出を行おうとする者は他の者から排出枠を買い上げるという仕組みが考えられる。排出総量の設定に際しては、国レベルでの設定、地域レベルでの設定、また廃棄物の種類ごとの設定など様々な選択肢が考えられる。
④ただし、廃棄物分野に関しては、ほとんど検討が進められておらず、まずは基礎的な検討を進めることが必要である。
なお、類似の制度として、イギリスにおいては生分解性廃棄物の埋立許可の取引制度が検討されているところである。

どの段階に効果があるか	○発生抑制に効果がある。
導入によるメリット	○割り当てられた量以上の排出をする場合には、他者から排出枠を購入しなければならなくなるため、排出抑制のインセンティブが働く。 ○他の経済的手法と異なり､排出を一定水準以下に確保できる。
導入に際しての課題	○排出枠を割り当てる前提として、環境容量の設定のための検討が必要である。 ○各排出源ごとの排出量をいかに適正に配分するかの検討が必要であり､場合によっては排出枠の既得権益化も懸念される。 ○経験に乏しい分野であり、新たなシステムの設定に際して基本的な課題についての検討が必要である。
その他留意事項	○導入に先立って、域内の住民、事業者の理解を得るよう努めることが必要である。

Ⅵ　今後の課題

①廃棄物・リサイクル対策は我が国における喫緊の課題であり、その解決に向けて各種施策を適切に組み合わせ、活用することにより、経済社会システムの在り方や国民のライフスタイルそのものを変革していくことが強く求められている。
②このため、規制的な手法を中心として、これまでも様々な対策が実施され、一定の効果を挙げてきたところではある。
③しかしながら、未だ多くの課題が残されていることも事実であり、その解決のためには更なる対策を実施していかなければならない段階に来ているといえる。
④特に、経済的手法、なかんずく経済的な負担を課す措置は、市場メカニズムを通じて、事業者や国民の行動様式を環境負荷の少ないものに誘導していく新しい政策手法として、その効果が期待されている。また、環境産業を活性化させ、経済発展のポテンシャルを高めるという効果も期待される。
⑤循環型社会形成推進基本法では、その第 23 条において、経済的負担措置についての導入に向けた道筋が明らかにされている。
⑥さらに、同法において、廃棄物・リサイクル対策の優先順位として、
1)廃棄物等の発生抑制
2)循環資源の再使用
3)循環資源の再生利用
4)循環資源の熱回収
5)適正処分
が定められた。
⑦廃棄物・リサイクル対策において経済的負担措置を活用する際には、上記の政策目的にどのような効果をもたらすかという点を明らかにしていくことが重要である。
⑧このため、環境庁では、この検討会を設置し、廃棄物・リサイクル対策における経済的手法の活用の在り方についての検討を行うこととした。
⑨この検討会では、平成 13 年 1 月に環境省が設置され、廃棄物・リサイクル対策を一体的に実施する新たな体制が整備されることを見据え、年内に上記論点を体系的に整理し、これを新体制に引き継ぐとともに、循環型社会形成推進基本計画の議論のベースとして活用できるように取りまとめることを念頭に置いて、検討を行った。
⑩この検討会の検討結果に加えて、さらに今後、具体的な経済的手法の導入に当たっては、以下の点について検討を深めることが必要であろう。
1)循環型社会形成推進基本法で明らかにされた対策の優先順位ごとに、最も効果的な政策ツールを選択し、組み合わせることができるよう、各政策手法の具体的な設計を行い、既存の導入事例の成果も含め、対策効果の分析を進めること
2)個別の品目ごとに最も効果のある対策を打っていくために、個別品目の流通方法や廃棄の形態等の実態調査を進め、シミュレーションなど定量的な分析を進めること
3)我が国の経済や国民生活にどのような結果を与えるかについて、定量的な分析を含めて検討を行い、その結果をわかりやすく示すこと
⑪この報告書が、循環型社会の形成に向けた国民的な議論を深める一助となることを期待する。